

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

| 支出元府省 | 事業名 | 補助金交付先名 | 法人番号 | 交付決定額 | 支出元会計区分 | 支出元(目)名称 | 補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の有無 |
|-------|------------------------------|------------------|---------------|-----------------|----------|------------------|----------------------------|---------|---------------|--|---------|
| | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | |
| 内閣府 | 令和2年度企業主導型保育事業費補助金 | 公益財団法人児童育成協会 | 4011005000220 | 226,947,243,000 | (年金特別会計) | 仕事・子育て両立支援事業費補助金 | 令和2年4月30日 | 公財 | 国認定 | 本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業評価検討委員会」において事業を適切に遂行できるものと評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当である。 なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和2年3月にあらためて選定したところである。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度企業主導型ベビーシッター利用者支援事業費補助金 | 公益社団法人全国保育サービス協会 | 7011105005331 | 963,929,000 | (年金特別会計) | 仕事・子育て両立支援事業費補助金 | 令和2年12月1日 | 公社 | 国認定 | 本事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、必要不可欠である。本事業の交付先を選定する際には、公募を行い、外部有識者を過半数以上とした評価検討委員会において事業を適切に遂行できるものを評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり妥当である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度企業主導型ベビーシッター利用者支援事業費補助金 | 公益社団法人全国保育サービス協会 | 7011105005331 | 220,000,000 | (年金特別会計) | 仕事・子育て両立支援事業費補助金 | 令和3年2月17日 | 公社 | 国認定 | 本事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、必要不可欠である。本事業の交付先を選定する際には、公募を行い、外部有識者を過半数以上とした評価検討委員会において事業を適切に遂行できるものを評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり妥当である。 | 有 |
| 内閣府 | 地方創生支援事業費補助金(地方創生カレッジ事業) | 公益財団法人日本生産性本部 | 4011005003009 | 281,542,000 | (一般会計) | 地方創生支援事業費補助金 | 令和2年4月1日 | 公財 | 国認定 | 提案の公募を行い、採択に当たっては、第三者委員が過半を占める選定委員会による厳正な審査を行っており、特定の相手方を採択するものではない。 | 有 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------------------------|----------------|---------------|-------------|----------------|---------------|-----------|----|-----|--|---|
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(12月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 162,062,500 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年2月1日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(12月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 209,750,000 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年2月1日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災12月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 477,800,000 | (東日本大震災復興特別会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年2月1日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(1月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 343,312,500 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月2日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(1月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 222,750,000 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月2日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災1月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 361,200,000 | (東日本大震災復興特別会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月2日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(2月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 99,375,000 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月24日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(2月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 125,031,250 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月24日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災2月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 332,700,000 | (東日本大震災復興特別会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月24日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(3月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 189,000,000 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月31日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(3月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 163,187,500 | (一般会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月31日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |
| 内閣府 | 令和2年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災3月分) | 公益財団法人都道府県センター | 2010010000000 | 328,300,000 | (東日本大震災復興特別会計) | 被災者生活再建支援金補助金 | 令和3年3月31日 | 公財 | 国認定 | 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。 | 有 |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。